

# 入会について

## 1 入会資格

- 会員**…長崎市内（本所地区内）で商工業を営んでいる方で、事業を開始してから、6ヶ月以上経過されている方であれば、業種、規模、本・支店を問わずご入会いただけます。

※ただし、長崎市内でも以下の地区の方のご入会については別途ご相談下さい。

**茂木地区**(茂木町、北浦町、宮摺町、大崎町、千々町、飯香浦町、太田尾町)、**東長崎地区**(田中町、矢上町、東町、鶴の尾町、平間町、つつじが丘、古賀町、松原町、現川町、船石町、中里町、上戸石町、川内町、牧島町、戸石町、かき道、高城台)、**三重地区**(鳴見町、鳴見台、多以良町、畝刈町、京泊、三重町、樫山町、三重田町、畦町、三京町、松崎町、さくらの里、豊洋台)、**香焼地区**(香焼町)、**伊王島地区**(伊王島町)、**高島地区**(高島町)、**野母崎地区**(以下宿町、黒浜町、高浜町、南越町、野母崎樺島町、野母町、脇岬町)、**外海地区**(赤首町、池島町、上黒崎町、神浦江川町、神浦扇山町、神浦口福町、神浦夏井町、神浦丸尾町、神浦向町、下黒崎町、新牧野町、永田町、西出津町、東出津町)、**三和地区**(蚊焼町、川原町、為石町、椿が丘町、藤田尾町、布巻町、晴海台町、宮崎町)、**琴海地区**(琴海大平町、琴海尾戸町、琴海形上町、琴海戸根原町、琴海戸根町、琴海村松町、長浦町、西海町)

- 特別会員**…会員の資格を有しない方で、本所の趣旨に賛同する方であれば特別会員としてご入会いただけます。  
(本所管轄外に所在地がある事業所、商工業者に属さない事業所等)

※特別会員としてご入会いただく際の注意点（正会員との主な相違点）

- ① 部会活動に参加できません。
- ② 本所議員選挙に関する選挙権及び被選挙権がありません。  
(その他、マル経資金や労働保険事務代行サービスの利用ができない場合があります。)

## 2 会費

法人・団体 **12,000円～**

個人 **6,000円～**

※2口からお願いいたします。

- 入会金は不要です。
- 会費は、**4月から翌年3月までの年額**となります。  
(法人1口=12,000円、団体1口=12,000円、個人1口=6,000円)  
**※個人の方は、2口からお願いしております。**
- 会費のお支払い方法は、原則、口座振替となります。(口座振替の利用ができない場合のみ、銀行振込、本所総務部窓口での直接のお支払いのいずれかによる納入となります。)
- 会費は税務上**経費**または**損金**として処理できます。

### 【お問い合わせ】

ご不明な点は、ご遠慮なく下記までお問い合わせください。

長崎商工会議所 総務部

TEL : 095-822-0111 FAX : 095-822-0112 E-mail : somu@nagasaki-cci.or.jp

### 3 入会手続き

所定の「**会員加入申込書**」に必要事項をご記入、ご捺印の上、本所へご提出またはご郵送いただくだけでご入会手続きができます。

### 4 会員入会承認及び会費入金までの流れ

入会希望事業所より「**会員加入申込書**」を提出



**毎月25日前後**、本所役員会（常議員会）で会員入会を承認



**毎月末**までに「**会員加入申込書（事業所控え）**」、「**会費口座振替通知書**」を発送



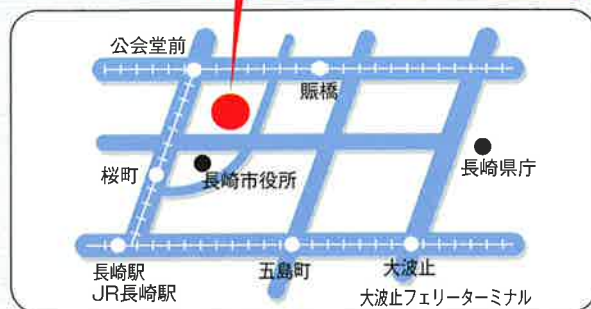
**翌月10日**に指定口座より、会費引き落とし

### 5 その他注意事項

- 本所では業種ごとに9部会を編成（パンフレット参照）し、会員の方には、**いずれか1つの部会に所属**していただくことになっております。  
※業種ごとに部会を編成しておりますので、原則として、同業種の方は同じ部会に所属することになります。
- ※各部会では、各業界における要望事項のとりまとめや業界の特色に合わせた講演会・講習会等を開催しています。



#### 長崎商工会議所



- ・ JR長崎駅より 徒歩10分
- ・ 市役所前バス停 すぐ
- ・ 桜町電停より 徒歩2分



CORE COMMUNICATE IN NAGASAKI

**長崎商工会議所**

〒850-8541 長崎市桜町4番1号 長崎商工会館2F  
 TEL : **095-822-0111** FAX : 095-822-0112  
 URL : <http://www.nagasaki-cci.or.jp/nagasaki/>  
 ☎ : [info@nagasaki-cci.or.jp](mailto:info@nagasaki-cci.or.jp)